市有地購入Ｑ＆Ａ

Q1　売却対象の市有地は、元々どのような土地ですか。物件資料の閲覧はできますか。

Ａ1　公共施設跡地や公共事業のための代替用地など、もともと公用・公共用の行政目的に使用され、その用途が廃止され、売却が可能な普通財産となった土地です。物件の登記簿・地積測量図等は、入札の公告日から入札日までの間、北九州市庁舎6階のアセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）にて閲覧可能です。入札に参加される場合は、現地及び閲覧資料を、必ず事前確認してください。

Q2　売買契約の前に地盤調査を行うことは可能ですか。

Ａ2　入札公告日から令和9年2月18日（木）までの間に限り、地盤調査を認めています（スウェーデン式サウンディング試験等）。ただし、各物件の入札以降は、当該物件の落札者に限ります。

調査をご希望の場合は、事前に申請書をご提出していただく必要があります。なお、調査費用は自己負担となります。詳細については、お問い合わせください。

Q3　現在設置されている木柵・フェンスは、引き渡し時に市の方で撤去してもらえますか。

Ａ3　売買物件はすべて現況（現状有姿）のままのお引き渡しとなります。設置されている木柵・フェンスは、土地と一緒にお引き渡しします。

Q4　物件の前面が「ごみステーション」になっている場合、市の方で移動してもらえますか。

Ａ4　売買物件はすべて現況のままのお引き渡しとなります。「ごみステーション」の移動をご希望の場合は、自治会等とご協議いただく必要があります。移動には自治会等の同意が必要です。

Q5　物件の敷地内又は前面道路上に電柱や支線、NTT柱等が設置されている場合、市の方で移動してもらえますか。

Ａ5　売買物件はすべて現況のままのお引き渡しとなります。電柱等の移動をご希望の場合は、九州電力送配電（株）やNTT西日本等と協議していただく必要があります。なお、移設可能な場合でも別途費用（購入者負担）が必要なときもあります。

Q6　電気、ガス、上水道、下水道等の供給施設は、市の方で引き込み等してもらえますか。

Ａ6　売買物件はすべて現況（現状有姿）のままのお引き渡しとなります。供給施設の引き込み費用等は自己負担となりますので、ご利用目的に合わせて各関係機関にご相談ください。

Q7　「建物が建築可能か、建築に対しどういった制限を受けるか」は、どこに問い合わせたらよいですか。

Ａ7　建築物を建てる場合、都市計画法、建築基準法、福岡県と北九州市の条例等により規制されます。狭あい道路に接している場合は、セットバックが必要となる場合もあります。建物を建てる地域、建物の規模・構造・用途・接道状況等により受ける規制は異なります。事前に必ず各関係機関にご照会ください。

【主な問合せ先】

◆建築確認申請に関すること

北九州市都市戦略局建築審査課　TEL：093-582-2535

Q8　乗り入れ口設置のため、歩道の改築をしたいのですが可能ですか。

Ａ8　道路管理者に申請し、切り下げ等の工事について、承認を受けることが必要です。基準や手続き等については、事前に各区まちづくり整備課（一部の国道については、国土交通省北九州国道事務所）にお問い合わせください。なお、承認が下りた場合でも、工事等の費用は、自己負担となります。

なお、工事を行うためには、この他にも所轄警察署への道路使用許可申請と許可が必要となります。